

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ） (06-6208-9637)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	マンション建替事業におけるマンション建替組合解散の認可
概 要	マンションの建替え等の円滑化に関する法律は、複数の区分所有者が存在するマンションの建替えを円滑に進めるため、建物の区分所有等に関する法律に基づいて管理組合の集会において建替えの実施を決定（建替え決議）した後の具体的な建替事業の主体や事業方法等について規定したものです。 この法律において、建替事業に係るマンション建替組合の解散について必要な手続を定めており、マンション建替組合は、総会の議決、事業の完成又はその完成の不能により解散しようとするときは、市長の認可を受けなければならないとされています。
根拠法令等 及び条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第38条第4項 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第3条第3項
審査基準	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 （解散） 第三十八条 組合は、次に掲げる理由により解散する。 一 設立についての認可の取消し 二 総会の議決 三 事業の完成又はその完成の不能 2 前項第二号の議決は、権利変換期日前に限り行うことができるものとする。 3 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。 4 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第3条第3項）、都道府県知事等の認可を受けなければならない。 （第5、6、7項 省略）
標準処理期間	おおむね30日間
経由日数	なし
提出先	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
提出時期	建替事業の進捗に応じて随時
提出方法	認可申請書及び添付書類を都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
ホームページ	
備 考	